

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	さいたま市一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務(大宮・見沼区)
履行場所	さいたま市大宮区及び見沼区内
契約締結日	令和5年8月25日
契約の相手方名	大宮清掃事業協同組合
契約金額	407,721,600円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は一般廃棄物(可燃物)を収集運搬する業務である。当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	令和6年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契約締結日	令和5年9月13日
契約の相手方名	株式会社東京法規出版
契約金額	12,470,370円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は家庭ごみの出し方マニュアルを作成する業務である。当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局資源循環推進部廃棄物対策課
件名	学校給食用牛乳パックリサイクル品製造等業務
履行場所	さいたま市見沼区深作3-41-10
契約締結日	令和5年8月31日
契約の相手方名	特定非営利活動法人エコシステムさいたま
契約金額	22,433,840円
随意契約によること とした理由	<p>上記業者は、さいたま市内の学校給食用牛乳パックリサイクル事業において実績があり、確実な業務遂行が見込まれる。 古紙問屋・パルプ製造会社・製紙会社・文具製造会社の各業者と業務連携(協定書を締結)が可能であり、各学校から排出された学校給食用牛乳パックの調達から製品の作成・配布まで一連の作業を一括で管理し、関係業者の作業の進捗確認、連携業務を行う要として適した業者である。 上記の業務を担える業者は他には困難なこと、当リサイクルルートを利用することにより、安定した品質、期間、安全性が見込めることから競争入札に付することが不利と認められるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市環境施設計量データ処理システム改修業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1 外4か所
契約締結日	令和5年8月10日
契約の相手方名	株式会社アセック
契約金額	1,903,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、清掃センターに搬入・搬出される廃棄物等の重量を管理する計量データ処理システムをインボイス制度に対応させるための改修を行うものである。</p> <p>計量データ処理システムは、株式会社アセックにより開発されたものであり、このシステムによってデータの集計及び記録を一元管理することができるもので、その改修については、システム開発者しか行えないため、当該システムの開発者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部環境施設管理課
件名	さいたま市環境施設石綿含有一般廃棄物(珪藻土バスマット等)運搬処分業務
履行場所	さいたま市西区大字宝来52番地1外
契約締結日	令和5年9月8日
契約の相手方名	株式会社ウイズウェストジャパン
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,284,800円 運搬費344,000円/台 処分費80,000円/t
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、石綿含有一般廃棄物の処分を行うものである。 市内には石綿含有一般廃棄物の処分を行える事業者がないため、市外の処分場にて適正に処理を行う必要がある。 一般廃棄物の市外での処理については、事前に受入れ先の処分場が所在する自治体に通知等が必要であるため、全て随意契約により契約を締結している。 株式会社ウイズウェストジャパンは、市内に本社を構え、青森県三戸町などに管理型最終処分場を有し、安定した受入処分が確保されており、本市の一般廃棄物最終処分業務を平成24年度より継続して適正に履行しているため、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎固化灰等処分(山形)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年9月1日
契約の相手方名	ジークライト株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 40,645,000円 固化灰24,000円/t 焼却灰23,000円/t
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市内最終処分場の延命化のため、従前より最終処分業務の一部を委託している業務である。処分業務については、維持管理基準等の法規制があり、それらを遵守し、安全確実に業務を遂行できる業者でなければならない。</p> <p>搬入を予定しているジークライト株式会社は、廃棄物の受け入れを開始して20年以上、事故等を起こすことなく、法規制について適正に対応しながら、安全確実に最終処分場の維持管理を行っている業者である。</p> <p>以上のことから、処分場が所在する米沢市との事前協議の合意も確実に得られる予定である上記業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎固化灰等運搬(山形)業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年9月1日
契約の相手方名	茨城クリーン有限会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 17,050,000円 10,000円/t
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、委託している最終処分場までの残渣運搬業務である。最終処分を予定している山形県米沢市に所在する事業者から、搬入が許可されており、且つ本市に登録のある業者であり、また、当業務に必要な車両・設備を所有しており、地理条件や気候の変化にも対応でき、安全確実に業務を遂行できる業者である。</p> <p>交通安全対策などの取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所として安全性優良事業所の認定取得や、環境保全への取り組みを審査・確認の結果、グリーン経営認証を取得している業者でもあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による特命随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎バグフィルター点検等業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年8月25日
契約の相手方名	株式会社イワサ
契約金額	8,195,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は焼却施設運転管理の最重点項目である公害発生防止の中心的役割を果たしている、バグフィルターの点検を行うものである。</p> <p>バグフィルターメーカーの基本設計には、メーカー独自の仕様を付加した設計及び施工された設備となっており、バグフィルターのろ布を含めたシステム全体で対処する必要がある。上記業者は、バグフィルターメーカーたるアンドリッツ(国外企業)と業務移管に関する協定を交わしている日本唯一の業者である。</p> <p>以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による株式会社イワサとの一者随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	環境局施設部クリーンセンター大崎
件名	さいたま市クリーンセンター大崎プラント制御用電算機器点検業務
履行場所	さいたま市緑区大字大崎317番地
契約締結日	令和5年9月1日
契約の相手方名	川崎重工業株式会社 さいたま営業所
契約金額	6,270,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、製造メーカーが独自に設計・制作した制御・監視・演算処理を行う中枢的な機器並びにソフトウェアを点検する業務である。</p> <p>詳細な図面等は、製造メーカーのみが把握しており、他の者が点検することは不可能であり、不用意な調整によりソフトウェアや機器の性能に支障をきたし、重大な事故の発生に起因する可能性が考えられる。また、本委託のうち、焼却施設の全体に係る部分の履行は、全炉停止期間中に実施することが必要条件であり、停止期間内における安全・確実な履行が最も重要となる。</p> <p>以上のことから、製造メーカーであり、責任能力も高く性能保証に対しても十分な対応が可能であることから、「川崎重工業株式会社 さいたま営業所」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>